

学校で医療的ケア通学支援事業を進めるメソッドの好事例①

～保護者へのはたらきかけを中心に～

【事業所が見つかるまで】★学校から個別の保護者へ

- まずは、事務職員含めて学校全体に事業を周知し、協力体制を確保する。
- 保護者にPTA学級委員会や校内医ケア保護者懇談会で事業について説明する。
→実際に利用している保護者に、どういった準備をしたかなどのお話をしてもらった。
- 校長が、登下校時などの校内巡回の際に保護者に直接、現時点での利用の意向やわからないことがないかを聞いたり、事業についての話をする。
- 部主事を通じて対象者個人をピックアップし、担任が対象の児童生徒が利用している事業所や通学支援の利用希望の有無等を情報収集した後、校長から保護者・担任に必要な説明を実施する。
- 保護者に、通学支援利用開始までに事業所（訪問看護ステーション・福祉タクシー等）を利用して、「つながり」をつくっていただく。
- 保護者が事業の利用にあたって、どんなことを不安に感じているかを聞いておく。



【事業者との調整】★保護者が事業者と相談する際、学校も加わる

- 学校が、事業者の代表者や担当者と通学支援事業について話をする機会を持つ。
- 学校も保護者と一緒に事業者と相談し、看護師・介護職員・配車の状況等を把握し、学校が協力できることはないか？等を聞いておく。
- 学校は、保護者から聞いていた不安なことについて事業者と情報を共有する。



【取組みの成果】

- 保護者のみでは事業者と断られた場合でも、学校が相談に加わり、事業についてより詳細な説明をしたことで、利用に向けてのきっかけができた。
- 複数の児童生徒が同一事業所を利用するにあたり、車両が不足していたが、学校が相談に加わり登校時間帯をずらすなどの調整をすることにより、利用可能になった。

◎後々は校長などの管理職が前面に立つのではなく、学校で医療的ケア通学支援事業を担当する教員を明確にしていくことが求められる。